

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 9 月 定 例 会 ——

平成19年9月28日（金）

開 催 日 時 平成19年9月28日（金） 午後2時00分～午後3時30分
開 催 場 所 市役所5階505会議室
出 席 委 員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
山田裕教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
大澤一美学務課長
永田達也学務課長補佐
相浦和行指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
大平真一生涯学習推進課長補佐
武藤真仁体育課長
島林正美公民館長
蛭田廣一図書館長
谷口雄磨指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 2名

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

では、ただいまから教育委員会の9月定例会を開催いたします。
はじめに、小平市教育委員会会議規則第3条第4項に基づき、議題を日程に追加いたします。
追加の議事日程は、御手元に配付してあるとおりでございます。

（署名委員）

○堀内委員長

次に、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員は、伊藤委員及び私、堀内で
ございます。

それでは、議題に入ります。

(委員長報告事項)

○堀内委員長

はじめに、議事に追加いたしました委員長報告事項を行います。

委員長報告事項（１）東京都市町村教育委員会連合会第２回常任理事会・理事会及び第３回研修推進委員会についてでございます。御出席の小池委員長職務代理者から御説明をお願いいたします。

○小池委員

それでは説明いたします。８月２４日に自治会館で３つの委員会が行われました。石川教育庶務課長補佐と私で出席をいたしました。

議題につきましては、前回８月２３日にも報告しましたものです。それを理事会で承認したという形になりました。したがって、内容的に全く同じ内容ですので、この点については省略させていただきます。

その後、多摩教育事務所指導課長、堀竹氏による講演がございました。演題は教育基本法、教育三法の改正と教育行政の課題というものでした。今回の改正では、教育の目的や理念がより具体的になったこと。それから国、地方公共団体による教育への関与のあり方、教育委員会制度の充実等についての話がありました。大きな改正ですが、細部については実はまだ煮詰めが不十分で、さらに調整が進められている段階だそうです。したがって、まだ不明確点も多く、課題や問題点ははっきりはしていないということでした。非常に専門的な話で、私も十分に理解することができませんでしたけれども、今回の改正の必要性やねらいは明確であります。経験の浅い先生が増えているという状況の中で、これを教育現場の中で具現化していくというのは非常に難しいこと。それから、成果を上げていくのも非常に大変だというような補足説明もございました。今後ますます、校長を初めとする管理職の指導力、それから教育委員会の支援がより重要であるというふうに感じました。

以上で、報告を終わらせていただきます。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項に入ります。

教育長報告事項（１）小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）小平市教育委員会委員の任命に係る市議会の同意について、報告いたします。資料はございません。

本件につきましては、皆様御案内のとおり、堀内委員長が９月３０日をもって教育委員としての任期が満了となりますところ、市議会９月定例会の初日の本会議におきまして、荒畑忠弘氏を後任として任命することについての議案が市長より提案され、市議会の同意がなされました。

堀内委員長におかれましては、２期８年に及び、教育委員として小平市の教育の発展に御尽力いただきました。このことに対しまして、事務局を代表して、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）市議会９月定例会の代表質問及び一般質問等についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（２）市議会９月定例会の代表質問及び一般質問等について、報告いたします。資料No.1をごらんください。

市議会９月定例会におきましては、９月４日に代表質問が、同月５月から７日までの３日間に一般質問がございました。代表質問は５会派から１１件、一般質問は２４人の議員から６４件の質問が出され、うち、教育委員会に関連し、私が答弁を行ったものが、代表質問１件、一般質問１３件でございます。これらにつきましては、資料に載せてございますのでごらんください。

また、関連して、生活文教委員会につきましては、閉会中の８月２１日及び今月１２日に行われましたが、いずれも審査はなく、８月２１日には「動物飼育を通しての教育について」として西東京市立保谷第二小学校への管外視察、今月１２日には「不登校児童・生徒の現状について」として所管事務調査が行われました。

なお、先の教育委員会で議決いただいた補正予算については、９月１１日の総務委員会の審査を経て、昨日２７日の最終本会議にて可決されました。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続きまして、教育長報告事項（３）教育長の兼職についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（3）教育長の兼職について、報告いたします。資料はございません。

本件は、地方教育公務員特例法第17条第1項に基づく兼職につきまして、1件、報告申し上げます。

兼職いたしますのは、「新・東京都教育ビジョン（仮称）」検討委員会における有職者との懇談について、有職者として出席するものでございます。東京都では平成16年4月に策定した「東京都教育ビジョン」からの更なる教育改革を展開するため、「新・東京都教育ビジョン（仮称）」の策定の検討を進めているところ、広く意見を求めるため、この検討委員会と各界の有職者との懇談を行うものでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（4）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の全部改正についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（4）小平市指定学校変更許可及び区域外就学承諾に関する審査基準の全部改正について、報告いたします。資料No.2をごらんください。

平成18年3月に学校教育法施行規則が改正され、入学通知書に指定学校変更の申し立てができる旨を明示することが義務化されたことに伴い、平成19年1月に発送した入学通知書にはその旨を記し、保護者に周知したところでございます。しかしながら、指定学校変更希望者が増加し、本基準の解釈に誤解を招くことが度々ございましたことから、表現を簡潔にし、市民にわかりやすいものに今回改めるものでございます。また、現行審査基準と運用実態が不整合な部分があったので、あわせて改めてございます。

改正の内容といたしましては、第1点目は、指定学校変更許可と区域外就学承諾の審査基準を定める表を分けたことでございます。

第2点目は、市内転居に関する部分について、学年によって分類しました。

第3点目は、転居予定、転入予定について、おおむね1年以内という期限を設けてございます。

第4点目は、下校後の生活場所に関する部分につきまして、「小学校が祖父母宅、保護者の勤務先等に近く」という表現を「祖父母宅その他の親類宅」及び「保護者が営業する店舗等の属する通学区域内所在」の小学校という表現に改めたところでございます。

第5点目は、「家庭事情」、「転校状況」、「いじめ」、「不登校」を「教育的配慮」に一本化したことでございます。

なお、施行期日につきましては、平成19年10月1日を予定しておりますが、この改正で今までの基準により許可または承認していた内容が変わることはございません。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続きまして、教育長報告事項（５）総務省「地域児童見守りシステムモデル事業」についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（５）総務省「地域児童見守りシステムモデル事業」について、報告いたします。資料はございません。

本モデル事業は、ＩＣカードを活用した児童の安全確認システムで、カードを所持する児童の市内での移動を、地域の各箇所に設置したカード読み取り機器にカードをかざすことにより、児童の所在を保護者等が確認することを目的としたシステムでございます。

本モデル事業につきましては、児童の安全意識の向上や、児童の移動を保護者等が確認できるという効果が予想されることから、市教育委員会といたしましては、当初は事業者であるＮＴＴ東日本より本モデル事業の提案をいただき、ＮＴＴ東日本が代表機関となり、学校、ボランティア、教育委員会で、小平地域見守りネットワーク協議会を組織し推進する予定でした。

この間、庁内の調整が整わず見合わせておりましたが、さらに検討を加え、市全体として調整が整ったこともあり、ここで、市教育委員会といたしましてもネットワーク協議会に参加したところでございます。

当面は、小学校２校を、具体的には小平第六小学校と小平第八小学校をモデル校として条件整備を行い、この１１月から検証を行います。

一定の評価が出された場合には、次のステップとして、他の小学校へも広めてまいりたいと思っております。

なお、経費については、総務省からの受託費により支出されますので、本モデル事業にかかる市の財政負担はございません。

また、導入する主なシステム等は、児童の安全・防犯意識の向上を図る登下校システム、地域の協力体制を整備するボランティア情報共有システムなどでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（６）平成１９年度小平市芸術文化奨励賞被表彰者候補者の推薦についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（6）平成19年度小平市芸術文化奨励賞被表彰者候補者の推薦について、報告いたします。資料No.3をごらんください。

小平市芸術文化奨励賞は、芸術文化の振興を図ることを目的に、昭和61年度に制定されました。この制度は、常に自己研さんに励み、進歩が著しいと認められる個人、または団体で、将来にわたり芸術文化活動を継続し、芸術文化に寄与することが期待されるもの、または、多摩地区全域以上を対象として実施される、各種公募展、発表会等において優秀な成績を上げた個人、または団体のいずれかに該当する者の中から市長が決定し、表彰するものでございます。

推薦者は、小平市内に所在する小学校、中学校、高等学校の校長及び大学の学長、そのほか社会教育関係団体の長などとなっております。

また、被表彰候補者については、社会教育委員をもって構成する審査会の審査を経て、教育委員会の意見を徴して、市長に意見具申することになっております。

今年度は、個人4人と1団体の推薦があり、8月23日に審査をいたしました結果、名簿のとおり、候補者が決定したものでございます。

被表彰候補者・個人の部、小桜照美さんは、昭和45年に民謡・三味線の「小桜会」を立ち上げ、現在まで御自宅を開放して指導に当たられています。昭和61年、小平市文化協会の加盟団体である「棒打ち唄保存会」の設立後、今日まで、会の副会長として活躍され、また現在、市内の民謡指導者の講師や、民謡普及のためのボランティア講師としても尽力されています。指導している御弟子さんは、多摩地区の大会で数々の賞を受賞しており、御本人も昭和37年のNHKのど自慢東京大会で優勝し、全国大会でも優秀な成績を収められたとの話も伺っております。

続きまして、被表彰候補者・団体の部、小平第三中学校吹奏楽部は、昭和62年に部を設立後、現在まで地域に根ざした音楽活動を展開し、これまで数々のコンクールなどに出場し、優秀な成績を収めています。昨年度には、全日本アンサンブルコンテスト打楽器の部・金賞、日本管楽器合奏コンテスト・優秀賞、日本の音楽の祭典「吹楽」において、全国の中学校の代表としてサントリートホールで演奏を行うなど、全国でもトップクラスの、質の高い演奏を誇っています。今年度におきましては、第47回東京都中学校吹奏楽コンクールで金賞を受賞し、10月20日に行われる全国大会の出場が確定しています。なお、小平第三中学校吹奏楽部は、過去に3回この芸術文化奨励賞を受賞しておりますが、メンバーも毎年交代する中で、全国的にも高い演奏水準と活動等を継続していることに対して、生徒たちを表彰し奨励するといったことから、選出されております。

教育委員会といたしましては、審査会の結果のとおり、個人1名及び1団体を、平成19年度小平市芸術文化奨励賞の被表彰候補者として、市長に具申いたしたいと思っております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（7）東京学芸大学と小金井市、小平市、国分寺市の連携によるボランティアの資質向上に関する講座の開催についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（7）東京学芸大学と小金井市、小平市、国分寺市の連携によるボランティアの資質向上に関する講座の開催について、報告いたします。資料No.4をごらんください。

本事業は、地域が持つ教育資源を、多様な課題を抱える学校内外の教育現場において活用するとともに、豊かな生涯学習社会を育むために、シニア世代や主婦層などを対象に、質の高いボランティアの養成や新たな資格制度の創出を目指すものです。

具体的には、東京学芸大学と小金井市、小平市、国分寺市が連携し、東京学芸大学の産学連携研究組織「学芸大こども未来プロジェクト」の研究成果を、各市が推進する「放課後子どもプラン」「各種人材バンク」「教育サポーター制度」などへ活用することを目指しています。今回、社会人を対象としたボランティア研修講座を実施することになったもので、参加費は無料でございます。

事業は、「学芸大こども未来プロジェクト」が主体となり、三市は、企画調整会議への参加、会場の提供及び参加者の募集などを行います。

小平市では、「気になる子どもへの対応コース」として、「子どもの指導を行う人が持つべき意識について」や、「学齢期の特別なニーズのある子どもへの接し方」についての講座を中央公民館で実施いたします。小平市会場コース以外にも、東京学芸大学を会場に、各種講座を実施してまいります。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（8）小平市民総合体育館臨時休館について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（8）小平市民総合体育館臨時休館について、報告いたします。資料No.5をごらんください。

今回の臨時休館でございますが、体育館内修繕工事、特別清掃、及び温水プールの水入れ替えのため、休館するものでございます。

臨時休館日でございますが、10月2日（水）を予定しております。なお、10月1日（月）が通常の休館日となりますので、2日間連続して休館するものでございます。

市民等へのPRにつきましては、こだいら市報の9月20日号・10月1日号及びホームページに掲載するほか、館内掲示板により周知を図ってまいります。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次は、教育長報告事項（９）「小平市子ども読書活動推進計画」の継続について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（９）「小平市子ども読書活動推進計画」の継続について、報告いたします。資料はございません。

「小平市子ども読書活動推進計画」は平成１７年３月に制定され、計画期間は平成１７年度から平成１９年度までの３年間で、本年度が計画の最終年度であることから、今年度中に内容の見直しと次年度以降の実施計画の策定を行うところでございます。

しかしながら、現在、平成１８年度から２０年度までの予定で、学校図書館支援センター推進事業に取り組み、調べ学習等の共同研修の推進、学校と図書館の搬送システムの検討、学校図書館と市立図書館の相互利用などの課題について、検討と試行を進めていることや、「東京都子ども読書活動推進計画」との整合性を図る必要があることから、現在の「小平市子ども読書活動推進計画」を、内容の見直しは行わずに平成２１年度まで継続し、今年度は、平成２０年度と平成２１年度の２年間分の実施計画のみを作成することとしました。推進計画の本格的な改定は、平成２１年度に行う予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（１０）寄附の受領について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１０）寄附の受領について、報告いたします。資料No.6をごらんください。

〔Ⅰ〕は、堀川慶子ダンススクール・フレンドシップ様より、文化振興基金への指定寄附として、金１０万円の御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、小平市立小平第二小学校PTA様より、ホワイトボード１台、２万７、０００円相当を、小平第二小学校教具備品としての御寄附でございます。

それぞれ有効に活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続いて、教育長報告事項（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（11）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。前回の報告以降に決定したものは、資料No.7のとおりでございます。詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

それでは、本日報告いたしますのは、9件でございます。

はじめに、受付番号（50）。事業名、生涯学習セミナー。主催団体、家庭倫理の会、武蔵野、小平支部。実施期日、平成19年10月14日。会場、東部市民センターでございます。毎年承認しており、受講料、無料でございます。

次に、受付番号（51）。事業名、平成19年度小平子どもボランティアスクール。主催団体、社会福祉法人小平市社会福祉協議会。実施期日、平成19年10月6日～平成20年1月末日。会場、小平市福祉会館ほかでございます。毎年承認しており、参加無料でございます。

次に、受付番号（52）。事業名、中央大学公開講演会。主催団体、中央大学・中央大学小平白門会。実施期日、平成19年10月25日、資料の方は、恐縮ですが平成18年となっております。資料を平成19年に御訂正ください。会場、ルネこだいらレセプションホールでございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

次に、受付番号（53）。事業名、第3回「世界の料理を楽しむ会」インド編。主催団体、小平ユネスコ協会。実施期日、平成19年10月7日。会場、中央公民館、実習室1でございます。毎年承認しており、参加費1,000円でございます。

次に、受付番号（54）。事業名、障がい者の日のつどい「こだいらぼかぼかひろば2007」。主催団体、障がい者の日のつどい実行委員会。実施期日、平成19年12月1日。会場、都立小平養護学校でございます。毎年承認しており、参加無料でございます。

次に、受付番号（55）。事業名、第2回「歯の健康スペシャル」。主催団体、東京都歯科医師会・東京都小平市歯科医師会。実施期日、平成19年10月6日。会場、ルネこだいら大ホールでございます。今回初の承認で、事業目的は、遊んで楽しみながら体を動かして歯の健康を学ぶ。事業内容はキャラクターショー、バルーンショー、お話と歯磨きレッスンで、入場は無料でございます。

次に、受付番号（５６）。事業名、少子高齢化社会対応第３回市民フォーラム「地域活性化のためのビジネスサポートを考える」。主催団体、NPO法人ふれあいアカデミー。実施期日、平成１９年１１月１８日。会場、中央公民館ホールでございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

次に、受付番号（５７）。事業名、第５回定期演奏会。主催団体、小平市少年少女合唱団。実施期日、平成１９年１２月２３日。会場、ルネこだいら中ホールでございます。毎年承認しており、入場無料でございます。

終わりに、受付番号（５８）。事業名、２００７チャイルドライン秋の全国キャンペーン。主催団体、特定非営利活動法人、チャイルドライン支援センター。実施期日、平成１９年１１月１日～平成１９年１１月３０日。会場、各チャイルドライン事務所。毎年使用承認しており、電話代も無料でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

続きまして、教育長報告事項（１２）事故報告Ⅰ（８月分）についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

８月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料No.8のとおりでございます。詳細につきましては、山田教育部理事より説明させます。

○堀内委員長

山田教育部理事、お願いします。

○山田教育部理事

８月分の事故報告Ⅰでございます。

８月中の事故としては、報告のあったものは一般事故２件でございます。

１件目は、水泳指導中の事故でございます。

①、小学校１年生男子が、プールの中において、他の児童とぶつかり、自身のゴーグルで左目の下に切り傷を負ったというものでございます。

２件目は管理外の事故でございます。

②、小学校１年生男子が、学童クラブにおいて、頭痛を訴え、嘔吐いたしました。保護者と病院に行き見てもらったところ、熱中症と診断されたというものでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題ですが、教育長報告事項（13）、並びに議題第14号から第17号までにつきましては、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容です。後ほどお諮りいたしますけれども、これらにつきましては、非公開で扱いたいと存じます。

したいがいまして、教育長報告事項（1）から（12）までについて、御質問、御意見等がございましたら、お出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、私からひとつお伺いしたいんですが。総務省の地域児童見守りシステムのモデル事業に関連してですけれども、この件に関しましては、当委員会と市当局の意見調整がちょっと手間取りまして、そのために事務当局にも相当御心配、御迷惑をかけたいきさつがございますが、幸いにして、市当局が大局的な判断をしていただきまして、事業を推進ということになりました。ただ、ほかのモデル事業地区に比べましてスタートが遅れておりますので、どの程度の進捗状況にあるのかということを一応伺っておきたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○相浦指導課長補佐

今お尋ねの件でございますけれども、そういう形で推進の方も決まりまして、9月に入りまして、協議会の方の形を整えながら進め始めているところでございます。現在のところ、保護者・地域と学校等の研究会もあわせまして話し合いを進めているところでございます。具体的には、カードの取り扱い、料金の説明、個人情報、あと設置場所等につきまして、9月21日にそれぞれ2つのモデル校で保護者への説明会が、ここで行われたというところでございます。

あとは、システム等の中身については、ただいま検討中、処理中でございます。今、予定といたしているのは、先ほど坂井教育長から報告いただきましたが、11月から具体的な操作に入りたいと、検証に入りたいというふうに考えております。

以上です。

○伊藤委員

このモデル事業が円滑に進められて、子どもの安全に寄与されるといいと心から願っているものでございます。これだけのことで、円滑に進むためには、この2校のみならず、全市的に保護者や地域の方が、私どもも含めてよく知ることが、賛同を得られて、大切なことかと思えます。

それで2つ質問したいのですが、今、坂井教育長が大体のアウトラインをおっしゃってくださって、相浦指導課長補佐からも御説明がありましたが、もうちょっと具体的な今後のことを、3月23日ですか、3月後半までのモデル事業の終了までの日程なりビジョンを御説明いただけたらということが一つ。それから2つ目の質問としまして、小平第六小学校、小平第八小学校の保護者への説明会は既に行われたということでございますが、やはりこれは他の学校の保護者を含め多くの皆さんが知らなくてはいけないことかと思えますので、そういった全市的な周知

は具体的にどのように進めるかということです。

第1の質問に関してでございますけれども、控室で教育長がお話しなされたことで、オフィシャルではない場でのことを申し上げるのは何ですが、お伺いしたところによりますと、まず2校、小平第六小学校と小平第八小学校の希望者の子どもがICタグを持つということで、希望者ということですから、アンケートの結果からしましたら、両校とも8割以上の子どもがこれを持つことになるわけですね。そして、それを11月から1月ぐらいまで具体的に実施をする。そしてその評価を見て、1月からは今度はほかの小学校の1年生だけの中の希望者にICタグを持つように進めていくというふうに伺いました。

それともう一つ、既に他の学校から、指導課の方に、うちの学校はまだなのかという、非常に関心を強くした問い合わせが来ているということですが、これは何校くらいからきているかということもお伺いしたいと思います。

教育長がかねてから御説明されていることも、私も聞き漏らしていることもあったかもしれない、申しわけないんですけれども、ここまできましたので、具体的な進め方と周知の方法を詳しくお伺いしたいと思います。

○屋間教育部長

それでは、具体的な事業の日程ということで、今御質問がございましたけれども、なにぶん日程的にちょっと押し迫った中でのスタートということで、かなり日程が詰まっているということは事実でございます。

当然というか、報告がありましたように、これから2校で準備をして、いわゆるプログラムを開発して、いろいろなことを、どうしてもそれが11月までということで、11月から約2カ月間のいわゆるアンケート調査等も含めて検証に入るということでございます。そうすると11月、12月になるんですね。それで、2カ月間それを行って、そこで一つの評価がされることになります。

その後、これが広げられるというひとつの結論に至った場合には、その先に順次広げていくという形の方向性をとりたいと思っております、詳細はまだ未定なのですけれども、何が何でも今年度に残り17校全部行うとか、そういうことではなくて、これを行うには、やはり人的な組織が、その前提条件にありますので、学校単位での組織を立ち上げ、そこで、そういうものがある程度十分に成熟した中で順次スタートしていく。結果として、このプラス17の中で、全部ができるかどうかはわかりませんが、できればそういう方向性にもっていきたいと。

今現在では、2校を中心に全力で行って、その後検証していくということしか申し上げられないということです。方向性としてはそういう方向性を持っているだけけれども、そこがちょっと、どうも最初からプラス17校ありきみたいな形で、先日もそういう形でパンフレットの中にも記載されたようなところがございましたけれども、その辺が、ちょっとニュアンスが違っている部分があったのですが、ここでその辺を明確にしておきたいなと思ひまして、先ほど教育長の答弁の中でも申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

○相浦指導課長補佐

似たようなことになるかと思うんですけども、2点目の、小平第六小学校、小平第八小学校以外の学校で、保護者等への周知と、あと指導課の方へ学校の方からうちの学校はまだかというお話が出ているかというお尋ねでございますけれども、この件については、御説明については、御案内のとおり、協議会の方で事務を進めております。協議会の中でも、やはりそういったような、どういうふうに、自分たちのところはやっているみたいな話なので、説明をして周知をするということは、今考えているというところでございます。

もう一点は、学校の方から1割負担というようお願い合わせもございますけれども、それについては、小学校の校長の集まりがございまして、そこで本事業について若干説明をさせていただきました。その席において学校長から出されたのは、校長に説明した内容と同じような内容を、学校の保護者に対する説明をしたいので、それについて要請があれば説明に来てもらえるのかという問い合わせはございました。具体的にはそのとき挙手をいただいたり、お声かけをしていただいておりますので、何校が意向であるかということではなくて、校長会長を通じてそういう要請についてどうなのかというお話がございましたので、学校説明については現在は考えてございません。

あともう一点、低学年のみ、1年生のみというお話については、これは事業実施期間のNTTの方の総務省の方からの委託金の関係がございまして、予算がございまして、その中で進めていく中で、当初のNTTが提案した金額、計画の中でそういうふうになっているということでございます。ですからここで小平第八小学校、小平第六小学校が実際進めていく、この予算の経過もございまして、その中から判断ということになっていこうかと思っています。

以上でございます。

○坂井教育長

この事業を実施するには、実はネットワーク協議会に参加するのが一つの条件になりますので、残りの17小学校がすべて参加できるかどうかというのは、これから問題になるわけですが、現実的には残りの17小学校も、すべて児童を見守るための組織は各学校ともできあがっているわけなんですよね。だから、あくまで学校と見守りの方たちの希望によって、参加するか参加しないかが決まってくると思います。ただ、全市的な取り組みということの一つの条件にしていますので、いろいろとまた検討していただくことは必要だと思っていますけども、その場合に、単に協議会に参加していただく地域の見守りの方だけではなくて、保護者の方の説明がやはり大事になってきますので、それについては、NTT東日本がネットワーク協議会の主管になりますので、NTT東日本が直接各小学校の会場に出向いて説明をするというふうには伺っております。

それから、小平第六小学校、小平第八小学校は今回のモデル事業の代表校でございますので、

全児童を対象にしておりますけれども、今後広げていく場合の17小学校については、予算的に1学年の予算は当初から計上してありますけれども、全員が希望するわけではないので、恐らくは参加を希望する人たちの中から、これはネットワーク協議会が検討して決めることとなりますけれども、例えば低学年から希望者を募るのか、あるいは学童クラブに入っていて当然帰りが遅くなるような児童、3年生、4年生あたりになるかと思うんですけど、その辺を対象に希望をとっていくのかは、ネットワーク協議会の中で今後決めていくことだと思っています。

それと、問い合わせについては非常にやはり関心が高くて、私なんか地域の行事に足繁く通っていますけれども、もうかなりこの情報が伝わってしまっていて、地域の方、保護者の方を問わず、学校としてもやはり参加してみたいという声も教職員の間にいる学校もございます。まずはこの事業の内容を各学校に出向いて説明をして、その内容等について理解をしていただいた後に、それぞれの学校地区で判断していただくことだと思っております。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

そのほか、この件に限りませんが、御質問、御意見がありましたら、どうぞ。

○吉田委員

10月1日から、緊急地震速報の一般への提供が始まったということは伺っておりますけれども、この中で、小平市として全校にそういうものを配信するには、予算的にも6,000万円くらいかかると伺っております。その中で、このシステムを利用するのは、大体いつごろを目処に予定しようとしているのか。また、これを利用するにあたり、その際の防災訓練等はどうのようになっているかと、そこまでのお考えはあるのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○屋間教育部長

これは一般質問の中の、ホームページの常松議員さんの緊急地震速報に関連したお話ですね。

この件に関しては、先日、担当の国の方からPRの関係のいわゆるお知らせという形でパンフレットが配られておりまして、それを直ちに学校に配りまして、10月1日からシステムが稼働するということの周知をいたしております。

市として、いわゆる公共システムで、この部分をどう適用していくかということについては、市全体としては、まだ明確な基準が出ていないということですが、基本的には公共施設の責任管理者が行っていくところなんですけども、これは最大10秒以内に対応しなくてはならないということでありまして、かなり厳しい部分がございます。いずれにせよ、市全体の中で一つのルールが確立されていくと思っておりますけれども、今現在、10月1日以降になりますと、個人的な契約でこの情報を受信できることとなります。そうしますと、例えば一つの集会の中で、携帯電話をお持ちの方がそれを受信をされたということになりますと、その中でどういう形になる

のかということですね。そういうのは未知数の部分も実はございます。その辺も実はクリアしていかないとパニック状態になっていくわけですし、考えなければいけない要素の一つとして認識してございます。

いずれにせよ、全体の中でもうちょっと時間をいただいて、市としての何らかの形がでるのかなと思っていますけれども、基本的には今は個人レベルで情報がいっていますので、個人でそれを対応することに今はなっているということでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

緊急警報が出た場合の対応を、東京都で訓練しているという話を、たまたま昨日の夕方と今朝のニュースで繰り返しておりました。すでにやっているところもあるようです。やはり学校等、人のたくさん集まっているところにおいては、緊急警報の周知ということは大事なことだと思いますので、御検討を急いでいただいた方がよろしいかなという気がしますが、いかがでしょう。

○山田教育部理事

その情報はつかんでおりますけれども、東京都内の区市町村立学校、大変数が多いものですから、やはりそれに伴う予算というのが膨大になってくるということも一面ございます。先ほど昼間教育部長の方から答えましたのは、いわゆるソフト面の方で、それによるパニック等の懸念からの訓練を重ねるということも大事ですけれども、ハード面についてはそういった問題もございまして、今のところ検討中ということでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

わかりました。

○伊藤委員

事故報告Ⅰのところに関してですが、管理外で学童クラブにおいて熱中症と診断された児童がいたという件です。学童クラブのことですから管理外ですけれども、その学童クラブに行く前に、その小学校1年生の男子は、例えば不調を訴えて保健室に行ったとか、そういったことはなかったのでしょうか。

○山田教育部理事

私どもが学校からの報告として受けている内容でしかわかっていないわけですが、このお子様は午前中、学校のプールに参加しております。そういった意味では、学校のプールに参加するということは、朝、保護者の健康観察を通っておりますので、この午前中には体調の不調はなかったと判断できます。

その後、昼食を済ませ、学童クラブの御昼寝の時間があったと。その後に頭痛を訴え嘔吐という流れでありますので、このお子さんは事前に体調の不調を訴えていたかということ、そうではないと判断できるのではないかと考えております。

以上でございます。

○伊藤委員

今回の場合はそのような事態だったようですけれども、例えば、学校側の養護教諭とそれから学童クラブの担当者との間の連絡とか、連携が今きちんとシステムとして成り立っているのかどうかということの一つをお伺いしたいのと、それから、熱中症ということに関連しまして、一昨日名古屋地裁で出た判決がありますが、2004年ですか、3年前に一宮の中学生が部活の最中に熱中症で、結局死亡したということですね。そして、死後、両親が訴えたわけですが、市側はそれに対して、その生徒は不調を訴えたり給水を訴えたりということができたわけなので、本人、個人の問題だというふうに主張したわけですが、裁判所としては結局、それぞれの生徒の性格、これは私の想像するところ、言い出せる、言い出せない性格だと思いますが、それから体調などにも考慮すべきだということで、顧問の注意義務違反ということで、一宮市に対して4千数百万の賠償命令の判決が出たわけです。この判決は、現場の先生方の日ごろの御苦労やら忙しさやらを思い、一方で保護者の気持ちを思うと非常に個人的には複雑なものがございますが、しかしながら、やはり熱中症及びその他のさまざまな、そういった体調不調に関しての配慮ということは、学校現場に非常に求められていることだと思います。

それでお聞きしたいんですが、こういったことに対する指針、ガイドラインなど、各学校現場で、それぞれの学校でのばらつきがなく、きちんと行われているのだろうかということをお伺いしたいと思います。

○山田教育部理事

まず一点目の、学童クラブと学校の養護教諭との連携でございますが、今、報告いたしました事故に関しては月曜日でしたので、不調を訴えたときに学童クラブが学校に連絡をとっております。したがって、この学校というのは養護教諭を含めた学校であると判断できますが、学校から保護者に連絡したり、病院、家庭への連絡をとったりしているということからして、学校と学童クラブとの連携は図れているものと思っております。学童クラブは土曜日も開設しておりますので、そういった場合の連携については、なかなか難しいかと思っております。

2点目の熱中症に対するガイドラインでございますが、これは東京都教育委員会から指導主事を通して各学校に配付しているものでございます。また、学校ではどのように子どもたちの健康観察を行うかということではございますけれども、学級担任が日常的に行う健康観察としては、始業前のあいさつ、そこで子どもの一人一人、一対一で健康観察することはなかなか難しいのでございますけれども、授業開始前のあいさつで、やはり健康観察、その前の朝の会といわれている、初めて担任と子どもたちが教室で出会う場でのあいさつ、または出席を確認するとき等で、

健康観察を行っているというのが日常の観察の様子でございます。

以上でございます。

○小池委員

実は、先日中学校の運動会に行ったのですが、ものすごく暑いのです。今年はちょっと異常気象だということもあるようですけれども、こういう日の運動会では、先生方は、子どもたちどういふふうに指導されておられるのか。幸い、何事も起こっていないからいいのですけれども、かなり気温も上がってしまっていて、なかなか大変だなと。しかし、だからといって運動会をやめろというわけにもいきませんので、そこら辺はどういふふうによく指導されているのか、お話しいただきたいと思います。

○山田教育部理事

その熱中症のマニュアルの中にも、やはり強調しておりますのが、水分の補給をまず第一にしているところでございます。今では水分をこまめに取るような指導を、各学級担任の方から子どもたちの方に指導しているものと考えております。

そのほか、先ほどお話にもあったように、なかなか言い出せないお子様もいらっしゃるだろうということで、運動会の方で申しますと、小学校の場合は、特に言い出せない対象としては低学年を考えるわけですが、特に一年生に関しては、六年生の係活動などで、付き添う係等もありまして、学級担任の目が届かないところでは、そういった近くに上級生を配置する等で対応しているものと考えております。

以上でございます。

○坂井教育長

本当に、この前暑い日の運動会、あの日は小平第二中学校だけが実施されたんですよね。私も行きましたけれども、学校側の教職員のやはり配慮というのでしょうかね。生徒の座席を木陰の下に持って行って、保護者の皆さんは大体座って激しい動きはなさらないし、いつでも水が飲める状態ですから、ちょっと日の当たる場所ではあったんですけど、そういう対応はしていたようですね、学校側としては。

それから、今、山田教育部理事からお話ししましたように、給水が、非常に大きな熱中症を防ぐ要件でございまして。私も今年の4月ごろでしたか、テレビを見ているときに、昨年やはり世界的に猛暑だったんですよね。フランスでは高齢者が非常にたくさん亡くなられたそうです。そのときの解説の中で、結局ヨーロッパの水事情の関係から、なかなか給水をしなかったということがあったらしいです。結局、ミネラルウォーターを買わなければいけないわけですよね。絶えず買いに行くこともできないし、冷蔵庫にたくさん保管してあれば大丈夫なんだろうけれども。そういうことで、死亡する高齢者がたくさん出たということで、今年、春先から、フランスは水を飲みなさいというコマーシャルをどんどん流したらしいんです。幸い日本では、上水道はいつ

でも飲める水ですので、それは学校の中でも、普通の地域社会の中でも、できるだけこの暑い夏場には水分を補給するという事は、どこでも啓発的にやっていかなければいけないことであるし、学校もそれは現在進めているということです。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

そのほか、よろしゅうございましょうか。

○相浦指導課長補佐

先ほどの熱中症の件でございますけれども、補足いたしますと、水泳指導を行う段階で、その前の段階で、学校の方には熱中症も含めて紫外線対策、そういうことも含めて周知していくようにしてございます。

ちょっとさかのぼってしまいますけれども、緊急地震速報の件で。実は昨日、東京都の方から通知がございました。それにあわせて学校の方もこれから対応するというところでございますけれども、学校の中での緊急マニュアルの見直し、それと地震速報という情報管理、それに基づく訓練の実施というものを実情に合わせて促していく所存でございます。

以上です。

○堀内委員長

御質問、御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは、以上で教育長報告事項（１）から（１２）までを終了といたします。

次に、教育長報告事項（１３）、並びに議案第１４号から第１７号までは、先ほど申し上げましたように、個人のプライバシー等を含んだ内容でございます。したがって、これらにつきましては、非公開で審議をいたしたいと存じます。

採決は挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いいたします。

ー賛成者挙手ー

○堀内委員長

挙手全員でございます。賛成が3分の2を超えておりますので、非公開と決定いたしました。

これ以降の議事は非公開で取り扱いますので、関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで休憩をとりたいと思います。ただいま、ちょうど15時00分でございます。15時15分まで休憩をいたします。

午後3時00分 休憩